

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
5K6Z13C00380		5L9Z1A01014 0001						
品名 または 件名								
陸自 S NMS 器材等の移設・調整								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
現地								
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
				令和7年9月30日（火）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年6月30日（月）10時00分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

補給処等用標準契約書

「役務請負契約条項」

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び

休養日の場合は、その前日)までに担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書(写)」を提出すること。(メール又はFAX可)

カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。

キ その他の項目については別紙による。

ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 伊藤

(TEL: 03-3268-3111内線47555)

(FAX: 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部指揮通信システム課 関 (TEL: 03-3268-3111内線41478)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
陸自SNMS器材等の移設・調整	陸幕指通-C-Z000086	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 7年 6月 3日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	陸幕指揮通信システム課

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊佐賀駐屯地で使用するシステム・ネットワーク借上（陸自 SNMS 器材関連）（以下、“本システム”という。）器材の目達原駐屯地からの移設作業について規定する。借上契約約款及び基地通信器材等の各メーカー取扱説明書等を参照し、関係諸規則に準拠して実施するものとし、その他官側と調整して行う。

1.2 場所

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7 陸上自衛隊目達原駐屯地

佐賀県佐賀市 市川副町犬井道 陸上自衛隊佐賀駐屯地

1.3 役務期間

契約日から令和7年9月30日までとする。なお、別途調整の条件に該当しない限り令和7年7月31日までに器材移設作業を完了し、書類の提出に関しては令和7年9月30日までとする。別途調整の条件は、検査等を含めて器材移設作業については、移設場所にあたる新庁舎の施工完了の遅延または、本役務履行に必要なネットワーク・電源等の処置の遅延等により令和7年7月31日までの移設を図れない場合とする。

1.4.1 引用文書

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GS-C906568 システム・ネットワーク管理装置借上(延長)

GS-C906612 システム・ネットワーク管理装置借上(その2)(延長)

GS-C906710 システム・ネットワーク管理装置借上(その3)(延長)

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）
〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第188号（31.1.9）〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

1.4.2 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対

応について（通知）〔装管調第12160号（令和3年8月25日）〕

2 役務概要

陸上自衛隊目達原駐屯地1号隊舎1階に設置された「表1－移設器材品名一覧」に示す物品及び本システムに付随する物品を陸上自衛隊佐賀駐屯地へ移設する。

佐賀駐屯地の設置場所詳細は、別紙1「佐賀駐屯地内配置図」及び別紙2「佐賀駐屯地 隊庁舎 2階 機械室 2-2 配置図」図中①の箇所を基準とする。

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) この役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、この役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組み込みなどが行われるリスクの対策などを行う。
- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 移設器材品名一覧

移設対象器材は表1による。

表1－移設器材品名一覧

番号	装置名	数量	ラック収容
1	分析支援装置（R6）	1	ラックⅡ型（R6）
2	コアL3スイッチⅡ型（R6）	4	ラックⅡ型（R6）
3	ラックⅡ型（R6）	1	—

なお、器材移設にあたっては、設置・接続に必要な電源及び消耗品類は契約相手方が整備するものとする。作業にあたっては官側と事前協議し確認をとるものとする。

2.3 移設器材の搬出場所

移設器材の搬出場所は陸上自衛隊目達原駐屯地1号隊舎1階とし、細部は官側との調整によるものとする。

2.4 移設器材の搬入場所

移設器材の搬入場所は別紙1，別紙2によるほか、細部は官側との調整によるものとする。

3 点検

点検は、官側の立会いのもと行い、本システムに関連する賃貸借契約相手先の監督官と連携し行うものとする。なお、点検項目については事前に官側と協議を行うものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2によるほか、移設後変化事項があったものとする。

表 2-提出書類

番号	提出書類	数量（媒体）	提出時期	提出先	
				①	②
1	作業実施計画書	3式(データ)	契約後速やかに	○	○
2	保全施設立入申請書	1式(紙)	責任者を定め、入室員等の氏名、身分及び職務分担等を作業開始前までに事前に提出		○
3	移設後のネットワーク構成図	1式(データ)	移設終了後速やかに		○
4	移設後の電源系統図	1式(データ)	移設終了後速やかに		○
5	役務完了調書（作業記録）	1式(紙またはデータ)	各日作業実施後速やかに		○
6	作業員名簿	1式(紙またはデータ)	作業開始前までに		○
凡例 ①：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課 ②：第321基地通信中隊					

データの提出要領について、細部は官側との調整による。

4.2 秘密の保全

契約の相手方は、作業の遂行に当たり、知り得た秘密を許可なく第三者に漏らしてはならない。

4.3 本移設・調整の実施体制

契約相手方は、本改修の実施に当たり、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- 情報漏洩のおそれがなく契約履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約履行のための業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保するものとする。
- 前記 a) の業務従事者が本移設・調整で要求する特定の経験、資格、業績などをもつものとする。
- 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつものとする。
- 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあるものとする。

4.4 役務作業時間

官側との調整によるものとする。

4.5 廃棄物の処理・清掃

取り外した部品については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて、適正に処理する。また役務中の養生、保護、清掃並びに終了後の仮設物の撤去、作業現場付近の清掃は、完全に実施しなければならない。

4.6 疑義

仕様書等に明示なき事項又は、内容において疑義を生じた場合は、検査官等と協議するものとする。

4.7 駐屯地への出入門

- 駐屯地内への出入門については、官側が示す所定の手続き及び諸規則に従うものとする。

b) 駐屯地における保全施設立入の申請受付、許可に関する事項

立入禁止区域への立入が必要な場合は、責任者を定め、入室員等の氏名、身分及び職務分担等を作業開始までに下記に事前に提出することとする。

また、作業等でパソコン、デジタルカメラ等、記録資材を持ち込む場合は、事前に申請することとする。

〒842-0032

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7

陸上自衛隊 目達原駐屯地

第321基地通信中隊

TEL 0952-52-2161 内線2392、または2386

〒842-2212

佐賀県佐賀市市川副町犬井道

陸上自衛隊 佐賀駐屯地

第321基地通信中隊 佐賀派遣隊

TEL 0952-43-3684

4.8 官側の支援事項

契約の相手方は、本契約の履行にあたり、次の事項について官側が認める場合、官側の支援を受けることができる。細部は、官側との調整による。

- a) 試験等の契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力等の使用及び操作に関する事項
- c) その他、契約履行に必要な事項

4.9 工程表及び施工計画

契約の相手方は、作業開始にあたり事前に作業実施計画書の確認を受けるものとする。

4.10 現場管理

- a) 現場においては、常に整理整頓を行うものとする。
- b) 現場及びその周辺にある既設構造物、器材等に対し、損傷を及ぼさぬよう十分な養生を施すものとし、一損害を与えた場合は、請負者の責任において補修又は原型に復するものとし、それに伴う損害を補償するものとする。
- c) 契約の相手方は現場代理人を指名し、関係法令に従って現場の管理にあたり、関係者の監督及び火災・盗難等の事故防止について、責任をもって十分注意を払うものとする。また、事案発生時にはそれに伴う損害を補償するものとする。

4.11 寄託品、貸与品

寄託品、付属品等（官給品）については、検査官等、契約の相手方両者立会いのもとに検査及び確認して引き渡しするものとする。

4.12 通信及び電気担当技術者

通信及び電気担当技術者は、その施工に必要な資格を有する者及び立入審査許可済みであって検査官等の承諾を受け官側施設への立入経験を有した者とする。

4.13 役務立会

役務完成後外部から目視できなくなる箇所の施工及び材料を調合する場合は、検査官等の立会を受

けるものとする。

4.14 軽微な変更

移設等の際して、現場納まり等による位置又は工法等の軽微な変更、それに伴う数量の幾分かの増減については、検査官等と協議するものとし、必要に応じて提出する帳票類を修正するものとする。帳票類の修正箇所及び修正要領については官側との協議によるものとする。

4.15 完了検査

移設先において、移設器材の動作確認を実施するものとする。動作確認細部については、事前に官側と協議を行った試験項目について実施するものとする。

5 特記事項

- a) 故障発生時においては、直ちに応急処置を講じ、官側と協議の上、対処するものとする。
- b) 役務完了後、機能試験成績書（様式随意）を提出するものとする。

6 添付書類

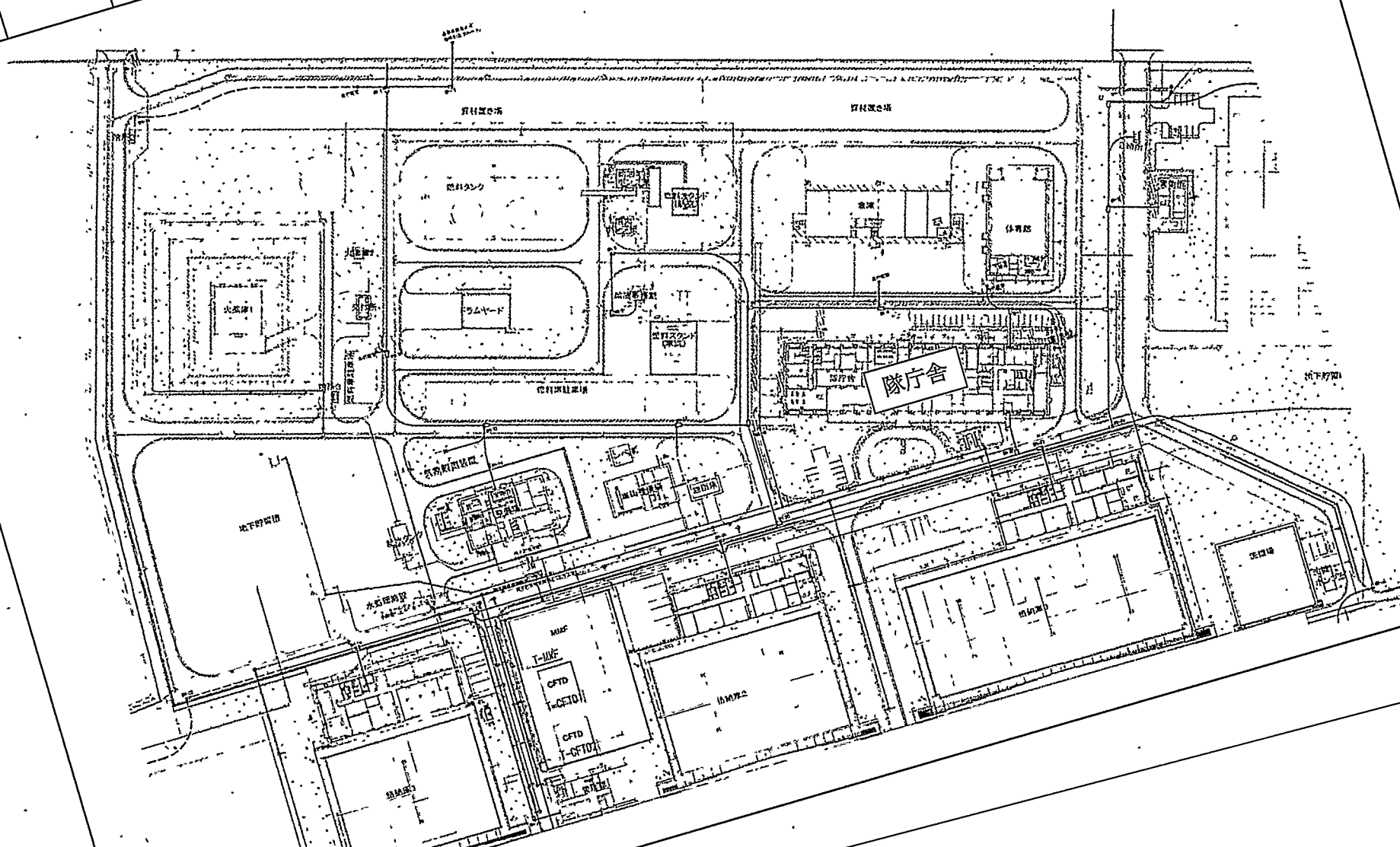
別紙1「佐賀駐屯地内配置図」

別紙2「佐賀駐屯地 隊庁舎2階 機械室2-2 配置図」

7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書 8.3による。

駐(分)屯 地	佐 賀	図面	佐賀駐屯地内配置図	建物番号	縮 尺	作成年月日	図面 および番号
					—		



入 札 書

調 達 要 求 番 号	5L9Z1A01014	契約実施計画番号	5K6Z13C00380
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥ (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
陸自SNMS器材等の移設・調整	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	現地	納入期限(工期)		令和7年9月30日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 6 月 30 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者